

会計管理者事務の専決に関する規程

平成27年3月30日達第1号

(趣旨等)

第1条 この規程は、会計管理者(会計管理者の代理者に関する規則(平成27年規則第6号)の規定による事務代理者を含む。以下同じ。)の権限に属する事務の専決について定めるものとする。

2 この規程の定めるところにより専決することができることとされた事項であっても、異例に属するもの、規定の解釈上疑義があるもの又は重要と認められるものについては、会計管理者の決裁(承認を含む。以下同じ。)を受けなければならない。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 支出命令情報 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合会計規則(平成27年規則第73号。以下「会計規則」という。)第9条の支出命令情報をいう。
- (2) 振替命令情報 会計規則第33条の振替命令情報をいう。
- (3) 審査 会計規則第35条に規定する会計管理者による支出命令情報の審査をいう。

(会計管理者の補助職員として指定される総務課長の専決事項)

第3条 総務課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 現金の出納及び普通預金、別段預金としての現金の保管に関する事
- (2) 有価証券の出納及び保管に関する事
- (3) 小切手の振出しに関する事
- (4) 報酬、給料、職員手当等、旅費、共済費、災害補償費の支出命令に係る支出命令情報の審査に関する事
- (5) 光熱水費、郵便料、電報電話料、所得税、住民税及び社会保険料の支出命令に係る支出命令情報の審査に関する事

(6) 前2号に掲げるもののほか、1件500万円以下の支出命令に係る支出命令書情報（会計規則第36条に規定する支出負担行為の事前協議があったものに関する支出命令情報を除く。）の審査に関すること

(7) 振替命令情報の審査に関すること

(8) 債権者登録に関すること

(9) その他軽易かつ定例の事務の処理に関すること

（緊急時における専決）

第4条 総務課長は、非常災害その他の場合において緊急の必要があるときは、前条の規定にかかわらず、機宜の処置を採ることができる。ただし、実施後遅滞なく、会計管理者に報告しなければならない。

（事故代決）

第5条 総務課長に事故があるときは、事務局長があらかじめ指定する者が、総務課長に代わって、その専決事項を決裁することができる。この場合において、代わって決裁した者は、事故のやんだ後、速やかに総務課長に報告しなければならない。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。